

# 新型コロナウイルス感染症に関するご案内（令和4年9月15日更新）

全日本火災共済協同組合連合会

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

罹患された被共済者の皆様に、保障に関するご案内をさせていただきます。

共済金のご請求につきましては、お取扱いの組合または共済代理所（店）までお申し出ください。

## 1. 新型コロナウイルス感染症で入院等をされた場合の共済金のお支払いについて

医療総合保障共済	<p><u>がん共済（GA・GB・GC）以外にご加入いただいている場合は、次の①～③のとおりお支払いします。</u></p> <p>① 入院したとき。（疾病入院共済金）</p> <p>※ 入院1日目から。</p> <p>※ 新型コロナウイルス疑いであった場合でも、医師が入院の必要ありと判断して入院した場合。</p> <p>② 手術したとき。（疾病手術共済金）</p> <p>※ 日帰りを含む、当会が約款に定める手術。</p> <p>③ 葬祭費用特約がついているタイプにご加入の場合で、お亡くなりになったとき。（葬祭費用共済金）</p> <p><u>がん共済（GA・GB・GC）にご加入いただいている場合は、次のとおりお支払いします。</u></p> <p>・ 葬祭費用特約がついているタイプにご加入の場合で、お亡くなりになったとき。（葬祭費用共済金）</p>
傷害総合保障共済	<p><u>Aタイプ・Bタイプにご加入いただいている場合は、次のとおりお支払いします。</u></p> <p>・ <u>継続して30日以上入院したとき。</u>（疾病入院共済金）</p> <p>・ <u>お亡くなりになったとき。</u>（疾病死亡共済金）</p>

その他の共済種目につきましては、上記【お問い合わせ先】にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

## 2. 自宅や宿泊施設等での療養の取扱い

診断日によって取扱いが異なりますのでご注意ください。

### (1) 令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合

当会の共済約款の「入院」の定義は、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床数不足等の事情により自宅や宿泊施設等で医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」に該当しないものの「入院」と同等に取り扱い、入院共済金等をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

#### 【「みなし入院」とは】

医師により新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関等の事情により、自宅や宿泊施設等で療養を余儀なくされた場合も、その期間に関する医師または医療機関、あるいは公的機関の証明をご提出いただくことで、入院共済金等のお支払い対象としてお取扱いいたします。(※1)

この場合、お支払いの対象となる期間は原則、PCR検査等で陽性と診断された日(※2)から厚生労働省の定める解除基準に該当した日(保健所・自治体から通知された解除日)までとなります。

また、以下の場合には自宅や宿泊施設等での療養を余儀なくされた期間も含めて入院が継続したものとしてお取扱いいたします。

- ・ 自宅や宿泊施設等での療養中に状態が悪化し、医療機関へ搬送され、入院による治療を継続された場合
- ・ 医療機関での入院加療中に、医療機関等の事情(病床の圧迫等)により、自宅や宿泊施設等での療養を余儀なくされた場合

※1 共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

※2 発症日や検体を採取した日ではありません。また、濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師により罹患の確定診断を受けた場合は、その診断を受けた日からとなります。

**(2) 令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合**

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、入院による治療を必要としない軽症者・無症状者の割合が高まっております。

一方、政府は、令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定することとしました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、発生届の対象とならない方は新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないこと、また政府による措置等に鑑み、令和4年9月26日以降の「みなし入院」による入院共済金等のお支払い対象を以下のとおり見直すことといたしました。

**【「みなし入院」の適用範囲】**

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	令和4年 9月25日以前	○ (約款上の入院に該当)	○	○
	令和4年 9月26日以降	○ (約款上の入院に該当)	○	×

**【重症化リスクの高い方】**

令和4年8月25日厚生労働省令第116号に定める以下のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠中の方

### 3. 入院共済金のご請求にあたってご提出いただく書類

#### (1) 令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方

自宅や宿泊施設等での療養による「みなし入院」に係る請求書類については、次のとおりです。

##### ① 新型コロナウイルス感染症に罹患したことが分かる書類

例：

- ・ My HER-SYS（診断年月日が記載された画面）
- ・ 「就業制限通知書」などの保健所・自治体・医療機関が発行した陽性判明書類（診断日または療養期間開始日の記載があるもの）

##### 【上記の書類が取得できない場合等】

上記の書類が取得できない場合、または既に新型コロナウイルス感染者の全数把握の簡略化の運用が開始されている県（※）につきましては、「被共済者名」および「検査日または検査結果判明日」の記載がある以下の代替書類により対応いたします。詳細につきましてはお取扱いの組合または共済代理所（店）までお問い合わせください。

- ・ 医療機関が発行する PCR 検査等の検査結果報告書（医療機関名のあるもの）
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・ 自治体の陽性確定連絡あるいは療養期間証明
- ・ 保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し  
など

※ 令和4年9月2日から宮城県、茨城県、鳥取県および佐賀県、令和4年9月9日から三重県および長崎県が該当。

##### ② 療養期間が政府の定める日数を超える場合

療養期間が政府の定める日数を超える場合、上記①の書類に加えて療養期間が分かる保健所・自治体あるいは医療機関が発行する証明書が必要です。（※）

※ 就業制限解除通知書、療養期間証明書など

## (2) 令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された「重症化リスクの高い方」については、上記(1)の請求書類のほか、以下の書類が必要となります。

### 【重症化リスクの高い方に該当することが分かる書類】

重症化リスクの高い方	必要書類の例
① 65歳以上の方	My HER-SYS の画面 本人確認書類等
② 入院を要する方（約款上の入院に該当）	医療費領収書（入院期間の分かるもの）等
③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方	医療機関で発行される診療明細書・処方説明書等
④ 妊娠中の方	母子手帳等

上記は令和4年9月15日時点での取扱いであり、今後法令の改正等により変更する可能性があります。